

【第1回奈良市公民館使用料等検討委員会会議要録】

日 時 平成19年2月23日(金)14時開会

場 所 奈良市役所中央棟5階キャンペラの間

出席者

検討委員会 会 長 中川幾郎(学識経験者)
副会長 鍛冶佳広(学識経験者)
委 員 大場正登(公民館運営審議会委員)
委 員 徳家 眞(社会教育委員)
委 員 橋本哲夫(公募市民)
委 員 藤井義治(社会教育委員)
委 員 宮辺鈴子(公民館運営審議会委員)
委 員 森 昭彦(公募市民)
委 員 八木正一(公民館運営審議会委員)
委 員 山中和代(社会教育委員)

奈良市長 藤原 昭

事務局	教育長	中尾勝二
	社会教育部長	山本圭造
	社会教育部参事	浅野恵子
	社会教育課主幹	北尾正樹
	” 課長補佐	井上 薫
	” 企画調整係長	吉村恭宣
	奈良市生涯学習財団 常務理事	中西康悦

司会 - 開会を通告 -

市長あいさつ

地方公共団体として行財政改革が課題となっています。この中、公民館の使用料のあり方についても、市民のかたがたに広く理解していただけるよう見直し制度を作っていくかならなければならないと思います。そのためにも、館の運営も含めて十分に委員会で検討いただき、ご報告をお願いします。公民館は、近隣コミュニティ作りのためにも、生きがいをもって健康で長生きできるまちづくりのためにもかかわってくるものです。委員の皆様の経験・知識・ノウハウを生かして活発な議論を望みます。(公務のため市長退席)

司会 - 会議成立の確認、委員の自己紹介を促す -

各委員 - 自己紹介 -

司会 - 事務局職員の紹介 -

- 正副会長の選出(互選) -

事務局 - 案件説明 -

(「奈良市公民館使用料検討委員会運営規程」の朗読)

- 会議録の公開について各委員の了承を得る -

司会 - 傍聴者なしの確認 -

事務局 - 審議スケジュールの説明 -

- 公民館の概要を説明 -

(昭和21年の文部次官通牒「公民館の設置運営について」から、法人奈良市生涯学習財団の設立、「奈良市第3次総合計画」の実施計画において、「行財政改革の推進」の中で、適正な受益者負担の観点から、公民館使用料等の有料化が提言され見直しに取り組むことまでを説明)

会長

協議に入ります。全員のご意見を賜りたいと思います。

委員

最近5～6年でいうと、私の知っている範囲では、地域の者は無料で使っていて、晩からだの使用料があるんだというようなことを聞いています。いずれにしても、市の行財政改革の状況を見れば、全般的に使用料は納めたらよいのではないかと思います。

委員

公民館24館は自主グループとか登録制の方とか、条件的には無料扱いです。他県を視察した結果からも、不公平のない公民館の使用ということや、受益者負担ということで有料化を実施して行くほうが望ましいということで、有料化について書類を市へ提出しましたが、時期尚早ということでそのままになっていました。とにかく不公平をなくすために、受益者負担という制度上、是が非でも実施していくほうがよいのではないかと思います。

会長

今の書類というのは、資料9の答申でしょうか。

委員

そうです。

会長

公民館としてこのような答申が出ているということですね。平成7年にこのような答申が出ている。

委員

私は、いろんな公民館に関する知識がない面がありますので、はずれたことを言っていたらご容赦願いますが、ひとつは、目的が何なのか。先ほどの話ではコストを下げていくということ、もしくはそれに見合う収入を上げていく、ということ。もう一つ大事なことは、住民サービス。これを強化していくこと、もしくは維持していくこと。一律のルールで定めるのか、或る程度地元のかたと相談しながら変えていく余地があるのか、私としては気になります。地元で運営していく部分では本当に有料化すべきか、人件費を抑えていくべきか、という場合など、平等性は必要ですが、一律の平等、一律のルールでは、住民サービス低下という懸念を感じます。

委員

使用者からは無料が望ましいが、私たち、公民館を利用させていただいて、今すごく大変だということは皆わかります。ですから、有料化はしかたがない、ただ、青少年と成人とで少しでも差がつけば助かるな、という話はしています。

委員

私は、従来からの受益者負担の原則に立って有料化すべきという発言をしておりますが、特定のイデオロギーを持った人が反対していて、その辺に有料化できていない原因があるのではないかと思う。無料で使う時代ではないなということは利用者も考えていると思います。したがって、強力な実行力で実施していくべき時期ではないかなと思います。理論づけは十分に考えねばなりません。老春の家も、組織として使う場合は無料ですが、個人で使う場合は有料になっています。分館は自治会の考え方もありますが、本館は全部有料化の方法でいくべきではないか。また、飲食はできないことになっていますが、多少はできるようにしたほうが指定管理者としてはやりやすいとも思いますし、利用者も喜ぶます。

委員

まず公平感が必要です。サラリーマンなど公民館を使うのが難しい人がいるので、ある程度は受益者負担は必要です。使える人と使えない人がいる場合、使える人は若干の負担をしてもらいたいという気持ちは、使えない人が持っていると思います。ただ、使いやすい金額にする必要はあります。団体が活動するためには場所とお金がいります。高い料金ではたちまち困る。そこで、内容を検討して半額とか無料とか、そういったメリハリは必要かと思います。

委員

公民館の使用料は取っていいのですが、私たちのほうでは、青年会とか婦人会などは減

免になっているところがある。ピアノの発表会だとか個人が使う場合は正規の額でという形をとっている。また、田舎へ行くほど夜に使うことが多い。そこで、一律に決めることがよいのかどうか、減免の措置をどう生かして行くのか、時間帯をどうするかということも議論できたらと思います。

委員

私は、大川市長の時代に有料化反対した一人です。奈良市の財政が逼迫し、有料化に踏み切るといふのであれば、その前に、まず奈良市の職員の削減など市全体の合理化策を打ち出し、市みずから手本を示さないと市民の理解は得られないだろう。厳しい市財政のなかで、毎年公民館の予算が削減されている。そのなかで、従来、市が負担していた「広報紙の発行」や毎年実施している「公民館まつり」の費用は、現在は、「自主活動グループ」が肩代わりをしている。

公民館のあり方については、地域のニーズ或いは時代の変化、すなわち、少子高齢化に対応すべきで、北九州市では公民館が「老人ホーム」に、あるいは枚方市では市民の窓口のセンターとして「市民に直結した部署」になっている。いつまでも社会教育、社会教育という時代ではない。奈良市においてもこの際、考え直すよい機会ではないか。

ある程度の有料化は、やむをえないが、「自主活動グループ」や「ボランティア」が「公民館」を支えている地域の料金は、ボランティア活動を推進するうえにおいても格安料金を設定してもいいのではないか。

委員

ひとつに、青少年や高齢者が使用するときはどうするか。使用するほうは、私らはこういう団体だから、というけれども、管理する側から見ればその点は難しい、明確にルール化しないといけない。根本的な見直しからいうと、公民館の数は適当か、分館の運営が適当かなど、踏み込んでいけないといけない、と。

会長

整理しますと、24 公民館は無料、28 分館は一部有料もある、という実態。議論を進めたいのは、減免の基準の問題です。料金の設定は一律にすべきか。ローカル・ルールにすべき部分もあるか。伝統的な社会教育団体は優先するというルールはどうか。地域に対して貢献度が高いところこそ減免しかるべきか。原則有料という委員さんも市民が納得する理論づけが必要との意見です。また、私の余分な論及かもしれませんが、政治・宗教・営利は禁止ですが、飲食は事業によって館長判断でよいかどうかについて研究したいと思います。減免については、公益性の判別基準をどうするか、議論いただけたらと思います。

委員

調べたことがあります。減免を取り入れたので料金収入がほとんどなく事務コストだけが増えてしまう、と。グループによって、使用目的によっての基準作りは難しいし、審議も難しい。一つには、オプションを増やしていけばいいんじゃないか。基本はゼロだとして、これを使いたい、あれを使いたいというのがあれば、受益者負担で行けます。

委員

過重な負担にならないよう料金設定するのがいいと思います。過重な負担にならないような料金設定にすれば、減免を考えなくても納得できます。月ヶ瀬の場合は地域的に相当違うと思いますが、以前からの奈良市の公民館についてはほぼ同じ条件で進めたほうがいいんじゃないか。ランク付けで減免するのは事務的に大変です。社会教育法上の認定を受けていれば役所のほうから減免認定する、とかならいいですが、使用者からの申し出に基づいて何々に当たるから、などでは事務的に大変です。

委員

今のご意見は、有料であっても安い料金設定をすること、それと、公民館の運営コストを下げる、ということだと思います。これとこれは無料にできると決められるのであれば事務的には迷いません。ただ、子ども会とか老人会とか伝統的な団体は減免優先する、その一方でいるんなボランティアとかNPO団体は有料にするというのはどうかな、と思います。この辺りを審議いただけたらと思います。

委員

払いやすい料金にした場合、どれだけの収入があるのか、ということ。市民からすれば、市のえりを正せ、ということがあるので、有料にはするが、市民からの信用度をどうするかを考えていかないと、と思います。

委員

「朱雀地域ふれあい会館」は、自治会、社会福祉協議会でも、一般と同じ料金を設定し減免制度は一切ない。ふれあい会館は、社会教育の施設ではないが、利用の実態は、公民館と同じように文化活動が主流である。公民館の使用料がふれあい会館(200円)よりも高くすると、住民感情として受け入れられない。そのため、ふれあい会館と同額に設定してもらいたい。それが低料金といわれるならば、前述したとおり、「自主活動グループ」や「ボランティア」が支えている地域は、ローカル料金を設定してもらいたい。

ボランティアが支えている公民館 - ふれあい会館でも同じ - とそうでない公民館の均一制の料金体系は、却って不公平だと思います。

委員

公民館は管理人を置いて、ふれあい会館はそれがなく住民のボランティアが前提ですから、ふれあい会館について公民館の料金問題をあまり考えることはないでしょう。まず公民館の有料化についてどの辺の線が妥当かという議論をしていくといい。

会長

今日のところは原則有料化で皆さん確認いただいています。次のステップとして、どれぐらいの料金が妥当なのか。事務局では、各館の平均とか、コスト計算できませんか。

事務局

資料13番、17年度決算額をもとにした公民館の行政コスト計算書では、24館で、7億4061万1000円、中身としては人件費、委託経費、需用費で、光熱水費は24館で5461万

4千円です。

会長

利用者1人あたりの行政コストは1320円。

事務局

減価償却等、総コストでの計算です。

会長

利用者1人あたりというのは、年間延べ利用者で割るわけですか。

事務局

延べ人数で割ります。

委員

実際は何人かということですか。

会長

来た人が20人なら20人でカウントする。10人で使用すると1人あたりもったかかっている、ということでコストの実態を知ってもらえれば。

委員

固定費と流動費に分けて考えたほうがいいと思います。何人来ても変わらないのが固定費です。

会長

光熱水費は流動的ですね。

委員

過重な負担なくということなので、減価償却までは市も考えていない、おそらく光熱水費的なものの利用者負担、と。これが妥当、ということはありませんが、全国の実態を調べていただいて、これくらいの経費になります、ということで審議いただいたら。

委員

利用者によれば、やはり高いか安いか問題なので、よそがどんな金額設定しているかを参考にして金額設定する必要があります。

事務局

資料に他市の調査票があります。(他市の料金の説明と、奈良市条例で有料化している施設の説明)

会長

それではもう一度費用を確認いただいて、次回、どれぐらいが望ましいのかということ、それと減免の議題ですので、議題は2つ、あるべき料金制、減免基準の策定のあり方。もう一つ、ローカル・ルールを決めるかどうか。決めないほうがいいじゃないか、と。決めたら安いほうにどっと行くんじゃないか、と。それはまずいという意見、地域のやり方に応じてすればいいのだという意見。

委員

各市の中央公民館となっているが、それ以外は市でも状況が違いますか。

事務局

規模が大きい公民館と 500 平米以下の公民館とでは設備が違いますので、代表的なところということで書かせていただきました。

委員

分館使用では 500 円だったと思いますが、地域密着の自治会とかでは無料、5～6年前から無料ですが、その辺のところ、なぜですかね。

委員

右京にふれあい会館がありますが、自治会が午前は 200 円、午後 200 円です。葬式は 2 万、3 万です。自治会の使用は無料。地区社協と万年青年は 1 回は無料。これは、公団が建てた集会所を 4 分の 1 地元負担で改築した、それで地元密着の自治会などは無料です。地元で持っているものを市で改造して立派にしたとか、歴史のある施設は扱いが難しい。

委員

分館あるいはふれあい会館、集会所、これを分離して話をしないと難しい。分館は自治会委託されていて、葬式をしているところもありまして、これは別格に考えるとして、24 の公民館をどうするか検討したいと思います。

委員

24 の本館はしがらみがないので、それに絞るということですね。

事務局

今は 24 館に絞った上で、分館やふれあい会館は公民館と関連づけて考えていただけたらと思います。

会長

24 館に集中しましょう。ふれあい会館とかは後からということで、で、有料化料金の収入はどちらに？

事務局

今後のポイントだと思っております。

委員

コピー代は市の収入になっていますか。

事務局

市の雑入ということですか。

委員

公民館にあるコピー機や印刷機は、コンビニで使用するよう市民が自由に使用できるように開放すべきです。朱雀ふれあい会館では、コピーカード - 朱雀ふれあい会館では、430 枚で 3000 円、1 枚 7 円 - を販売しています。コピー料金を市の収入にあげるのではなく、公民館の自由裁量な運営費に計上できるような仕組みにすることによって、館だけでなく、住民も公民館を盛り立てようという意欲が湧くのではないのでしょうか。

委員

指定管理者制度の中身ですが、指定管理者にどこまで任せるのか。

会長

今の意見は有料制を導入した場合に派生する検討課題、というご指摘です。次回の議論は、24 公民館に絞って原則論を確認し、その上で減免はどのような基準にするか、地域ごとの基準はどうか、ということ。公民館には管理人がいて、コーディネーター、地域アドバイザーが必要ですね。

委員

本館では飲食はないけれども、分館はだいたい地元自治会で、飲食も多いかと思います。同じ市の公民館なので、この辺が問題になるかと思います。

委員

地区館は社会教育主事を設置し、7～8年前までは定年退職の校長先生を採用していたけれども、今期ですべて第2の定年を迎えられる。広報とかの仕事をしていて、知識を持つ人に館長や施設長をしていただいています。

委員

管理人という意味ではあまり関係ないと思いますが、社会教育主事とか。センターには管理人がいませんから。

事務局

管理人はほとんどの館でいます、ゼロの館もありますが。館によって寝泊まりの管理人、或る時間帯だけの管理人がいます。それ以外に、施設長とプロパー職員、社会教育主事、これに相当する資格を持つ者を配置しています。これらを財団が管理しています。

会長

分館と24 公民館の位置づけがかなり違うという認識を共有しなければならない。施設長と社会教育主事が常駐しますが、直営でなければならないということではありません。民間施設でも社会教育主事がいます。地域社会改革とか地域ボランティア開発とかの技術を持っています。...議論活発で第3回目の議論にまで入りましたが、これにて第1回奈良市公民館使用料等検討委員会を終わりたいと思います。

事務局

次回の会議については、こちらから案内させていただきます。